平成30年度 建設オペレーター資格取得事業

研修築內



根室管内 4 町通年雇用促進協議会

技能講習・特別教育 実施予定

平成30年12月~平成31年3月

【技能講習】

種 目 実施日	12 月	1 月	2 月	3 月
小型移動式クレーン	3日(月)~5日(水)	9日(水)~11日(金)	4日(月)~6日(水)	4日(月)~6日(水)
運転技能講習	17日(月)~19日(水)	23日(水)~25日(金)	18日(月)~20日(水)	25日(月)~27日(水)
 玉 掛 技 能 講 習	6日(木)~8日(土)	14日(月)~16日(水)	7日(木)~9日(土)	7日(木)~9日(土)
	20日(木)~22日(土)	28日(月)~30日(水)	21日(木)~23日(土)	21日(木)~23日(土)
車両系建設機械(整地等) 運 転 技 能 講 習	8日(土)~9日(日) 14Hコース	9日(水)~10日(木) 14Hコース	8日(金)~9日(土) 14Hコース	23日(土)~24日(日) 14Hコース
運 転 技 能 講 習 (14Hコース・大特 有)	21日(金)~22日(土) 14Hコース	26日(土)~27日(日) 14Hコース	23日(土)~24日(火) 14Hコース	
(38 H コ – ス)				6日(水)~10日(日) 38Hコース
フ ォ ー ク リ フ ト 運 転 技 能 講 習	1日(土)~2日(日) 11Hコース	7日(月)~8日(火) 11Hコース	1日(金)~2日(土) 11Hコース	1日(金)~2日(土) 11Hコース
(11 H ¬ - x) (31 H ¬ - x)	12日(水)~15日(土) 31Hコース	21日(月)~24日(木) 31Hコース	12日(火)~15日(金) 31Hコース	18日(月)〜21日(木) 31Hコース
車両系建設機械(解体用) 運 転 技 能 講 習		15日(火) 3 H・5 Hコース	16日(土) 3H・5Hコース	
高 所 作 業 車 運 転 技 能 講 習		18日(金)~19日(土)	25日(月)~26日(火)	28日(木)~29日(金)
不 整 地 運 搬 車 運 転 技 能 講 習		19日(土)~20日(日) 11Hコース		16日(土)~17日(日) 11Hコース
ショベルローダー等 運 転 技 能 講 習			19日(火)〜20日(水) 11Hコース	
地山掘削及び土止め支保工 作 業 主 任 者 技 能 講 習				28日(木)~30日(土)
足場の組立て等 作業主任者技能講習			1日(金)~2日(土)	4日(月)~5日(火)
建築物の鉄骨の組立て等 作 業 主 任 者 技 能 講 習			21日(木)~22日(金)	
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習				18日(月)~19日(火)

【特別教育】

アーク溶接等の特別教育		28日(月)〜29日(火) 短縮コース	27日(水)~28日(木) 短縮コース	
伐木等の特別教育	10日(月)~11日(火)	16日(水)~17日(木)		
刈払い機取扱作業者 安全衛生教育			18日(月)	
小型車両系建設機械(整地等) 運 転 業 務 特 別 教 育			6日(水)~7日(木)	30日(土)~31日(日)
クレーン等の特別教育 (5 ½ 未 満)		11日(金)~12日(土)		1日(金)~2日(土)
足場の組立等に係る特別教育	3日(月)		12日(火)	25日(月)

- ※ 上記の日程は標準コースですので受講資格などにより変わる場合があります。
- ※ 申込み受付につきまして、予定人数に達した場合、お受けできないこともありますので、ご了承ください。 (3月受講は混雑しますので、確認してからお申込みください)
- ※ 受講課程により補習等の追加受講料については、本人負担となる場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 再教育については当事業対象外です。受講される場合は本人負担となりますので、ご了承ください。

● 技能講習受講資格時間割表 ●

科目	受講時間	講習期間	受講資格
玉掛技能講習	15 H	3 日間	①クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者 ②小型移動式又は床上操作式クレーン運転 技能修了者
	19H	3 日間	①未経験者
小型移動式 クレーン	16H	3 日間	①クレーン運転士及びデリック運転士又は揚貨装置運転士免許を有する者 ②床上操作式クレーン運転技能講習、又は玉掛技能講習の修了者
70-7	20 H	3日間	①未経験者
車両系建設機械 (整地等)	14H	2 日間	①大型特殊自動車免許を有する者 ②大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者 ③不整地運搬車運転技能講習の修了者
	38 H	5日間	①運転免許がなく、小型車両系(整地等)等の経験が全くない者
車両系建設機械	3 H	1日間	①建設機械施工技術検定の内、1級又は2級の第2種の種別に合格した者
(解体用)	5 H	1日間	①車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了した者
不整地運搬車	11H	2日間	①建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種から第6種に合格した者 ②車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者 ③大型特殊自動車免許を有する者 ④大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し車両系建設機械若しくは不整地運搬車の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上
	12H	2日間	①移動式クレーン運転士免許を有する者、又は小型移動式クレーン運転技能講習の修了者
高所作業車	14 H	2日間	①建設機械施工技術検定に合格した者又は大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者 ②又はフォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者
フォークリフト	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者 ②大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフトの運転経験が3ケ月以上ある者
	31 H	4日間	①大型自動車運転免許、中型自動車免許若しくは普通自動車運転免許を有する者 ②大型 特殊自動車(限定付)運転免許を有する者
ショベルローダー	11 H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者 ②大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型殊自動車(限定付)免許を有し、ショベルローダー運転の特別教育を受け、ショベルローダーの運転経験が3ヶ月以上ある者

• 作業主任者技能講習時間割表 •

科	目	受講時間	講習期間	受 講 資 格
建築物等の 鉄骨の組立て等	¥ 0			①建築物の骨組み、塔の金属部材の組立て、解体又は変更の作業に3年以上従事した者
	11H		②大学、高専、高等学校の土木科、又は建築科を卒業し、その後2年以上の建築物の鉄骨の組立等の作業に従事した者	
足場の組立等	13H 2	2 日間	①足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上の経験者	
			②大学、高専、高等学校の土木科、建築又は造船学科を卒業し、その後2年以上足場の組立て、解体、変更の作業に従事した者	
地山の掘削及び土止め支保工	173.7K	17 H		①地山の掘削及び土止め支保工の作業に3年以上従事した者
	17日 3日		3日間	②大学、高専、高等学校の土木科、建築、農業土木学科を卒業し、その後、地山掘削及び土 止め支保工に2年以上従事した者
型枠支保工の 組 立 て 等	13日 2日		①型枠支保工の組立て、解体の作業に3年以上従事した者	
		13日 2日間	2 日間	②大学、高専、高等学校の土木、建築学科を卒業し、その後2年以上、支保工の組立て、解体の作業に従事した者

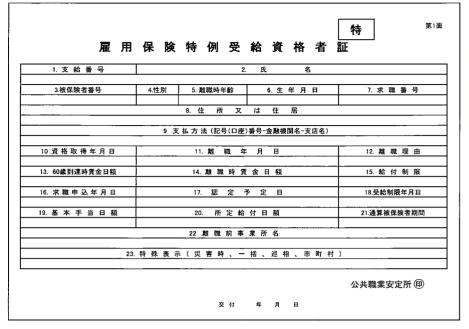
● 特別教育(安全衛生教育)時間割表 ●

科目	受講時間	講習期間	受 講 資 格
アーク溶接等	15 H	2 日間	アーク溶接等の業務についている方で、一部免除を希望する方 (事業主の証明が必要)
伐木等業務	13H	2 日間	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務(安衛則第36条8号-2)
	16H	2 日間	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務(安衛則第36条8号)
刈払機業務 (安)	6 H	1日間	造園工事、建設工事、土木工事、林業、農業において刈払い機使用の業務
小型車両系建設 機械(整地等)	13H	2 日間	機体重量 3 ~ 未満の車輌系建設機械(タイヤショベル、ミニバックホウ等)の運転業務従事者
クレーン等	13H	2 日間	クレーン等(5~、未満)の運転の経験がない者
足場の組立等	6 H	1日間	足場の組立等業務に従事する者

確認書類の提出

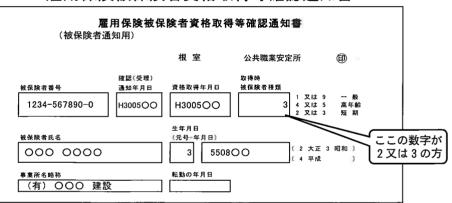
雇用保険特例受給資格者証

◆季節労働者の方を対象 としていますので、離 職している方は『雇用 保険特例受給資格者証』 のコピーの提出



雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

◆季節労働者の方で、申 込み時に就労中の方は、 事業所より『雇用保険 被保険者資格取得等確 認通知書』のコピーの 提出



- ◆受講できる方は、中標津町、標津町、羅臼町、別海町に住民登録のある方です。
- ◆受講できる科目は、原則 1年度内 <u>技能講習から1人1科目</u>(小型移動式クレーンと玉掛け技能講習に限り、2科目を取得できます。) <u>特別教育から 1科目</u> 受講できます。 ご確認の上、お申込み下さい。
- ◆作業主任者技能講習や特別教育につきまして、申込み最少人数にならない場合は、日程の変更 又は中止になることがありますので、ご了承ください。
- ◆受講期間中に連絡なく無断欠席された場合、受講料は本人負担となりますので、必ず協議会 (0153-72-6789) 又は北友商会(0153-72-4232) へご連絡、ご相談ください。 また、受講申込書の承諾書欄も確認、署名・押印をして申込みをしてください。
- ◆車両系建設機械(整地等)5日間38Hコースの受講初日 開始時間は午後1時からです。



根室管内 4 町通年雇用促進協議会

事務局

中標津町役場 経済振興課商工労働係

〒086-1197 標津郡中標津町丸山 2 丁目22 TEL(0153)73-3111

お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内 TEL(0153)72-6789(FAX兼用)

URL http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/ E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.ip